

意見募集案件	北広島市火災予防条例の一部改正について
担当課	消防本部予防課 電話 011-373-9119

意見募集期間	平成 26 年 4 月 1 日(火)から平成 26 年 4 月 30 日(水)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	消防本部及び市役所各出張所 団地住民センター、エルフィンパーク、北広島東記念館、図書館、 ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島4月1日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>消防本部予防課 郵便番号 061-1132 北広島市北進町1丁目3-1 電話 011-373-9119 ファクシミリ 011-373-3611 電子メールアドレス: 119yobou@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成26年5月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 平成 25 年 8 月に発生した京都府福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため火災予防条例(例)が改正されたことに伴い、北広島市火災予防条例の一部を改正するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイル「北広島市火災予防条例の一部改正について」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号) 火災予防条例(例)(昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発 73 号)</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) ア 屋内及び屋外における縁日、花火大会など多数の者が集合する催しにおいて対象火気器具等を使用する場合は、消火器を準備することになります。 イ 屋内及び屋外の催し物において露店等を開設する場合は、消防へ開設の届出が必要になります。 ウ 消防長が指定した屋外の催しの主催者は、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び消防への提出が必要になります。 エ 催しの主催者が上記ウの火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合、30 万円以下の罰金が科せられます。</p>
対象となる政策等 の原案	別添ファイル「北広島市火災予防条例の一部改正について」のとおり

その他

・パブリックコメント後のスケジュール

北広島市議会 平成26年第2回定例会に提案し、平成26年8月1日から施行予定